

II 計画の基本的事項

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理にあたっては、災害の規模・廃棄物の発生量等により、必要となる処理能力や期間等が異なることになるが、本計画では、県内で発生する可能性のある最大規模の災害を想定し、東日本大震災や紀伊半島大水害等から得られた知見を踏まえ、災害廃棄物処理の対策を構築・推進する。

1 想定する最大規模の災害

本県における大規模災害としては、内陸型の直下型地震や、南海トラフ地震等の海溝型地震などが想定される。

本計画では、県内で発生する最大規模の災害として、第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月）において、最も被害の大きい災害とされている奈良盆地東縁断層帯地震（以下「最大規模の災害」という。）を想定する。

【表Ⅱ-1 奈良県内で想定される大規模地震における被害想定】

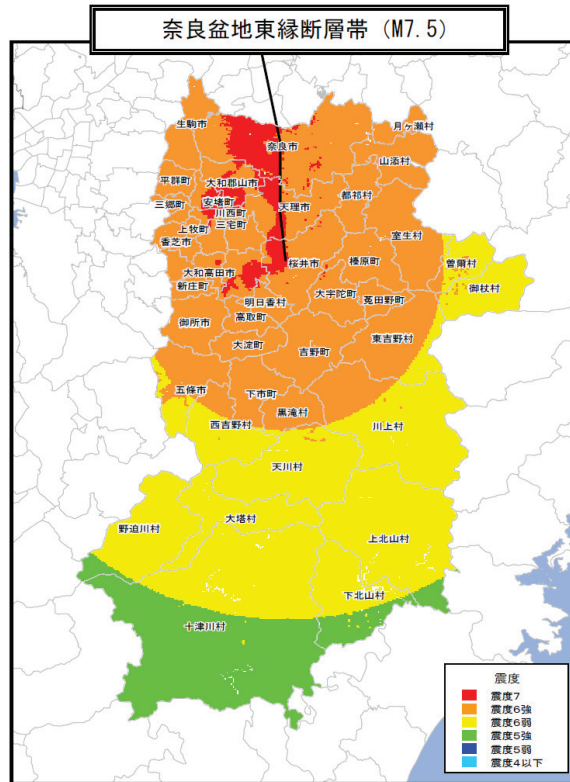
<第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月）より>

区分	対象地震	想定 マグニチュード*	建物全壊数 (棟)	災害廃棄物量 (万t)
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	7.5	202,977	1,700
	中央構造線断層帯	8.0	183,059	1,470
	生駒断層帯	7.5	185,814	1,500
	木津川断層帯	7.3	113,048	830
	あやめ池撓曲-松尾山断層	7.0	169,566	1,340
	大和川断層帯	7.1	177,894	1,420
	千股断層帯	7.1	133,476	980
	名張断層帯	6.9	134,082	980
海溝型	東南海・南海地震同時発生	8.6	2,437	20
	東南海地震	8.2	1,018	10
	南海地震	8.6	1,361	10
	東海・東南海地震同時発生	8.3	1,018	10
	東海・東南海・南海地震同時発生	8.7	2,437	20

<内閣府南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月）「長期評価結果」地震調査研究推進本部より>

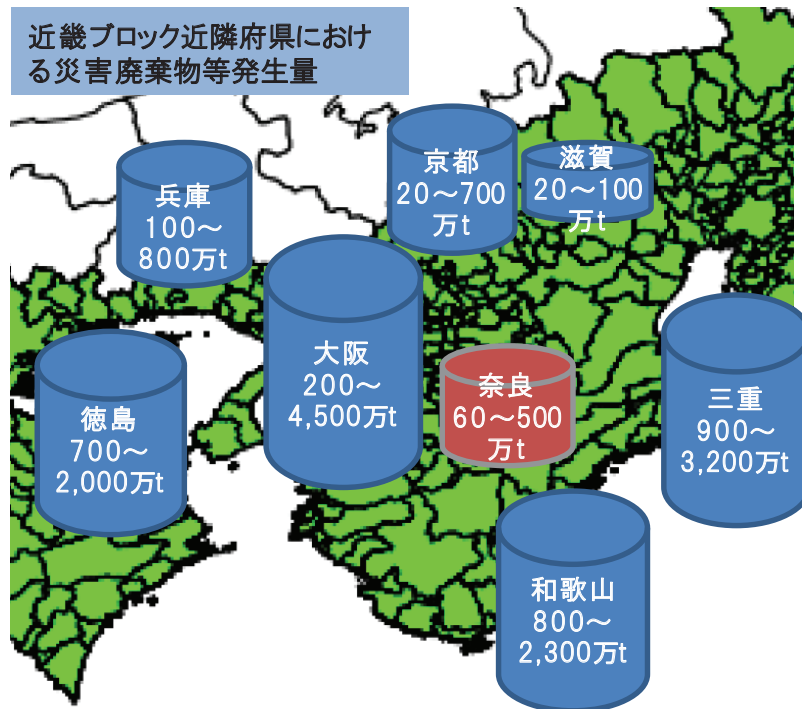
区分	対象地震	想定 マグニチュード*	建物全壊数 (棟)	災害廃棄物量 (万t)	今後30年以内の 発生確率
南海 トラフ	基本ケース	9.1	7,500~85,000	60~500	70%程度
	陸側ケース	9.1	32,000~7,000		

【図Ⅱ-1 奈良盆地東縁断層帯地震における震度分布】



(第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成16年10月)より)

【図Ⅱ-2 南海トラフ巨大地震時に県内で発生する災害廃棄物の推計】



出所) 内閣府被害想定(H25.3)

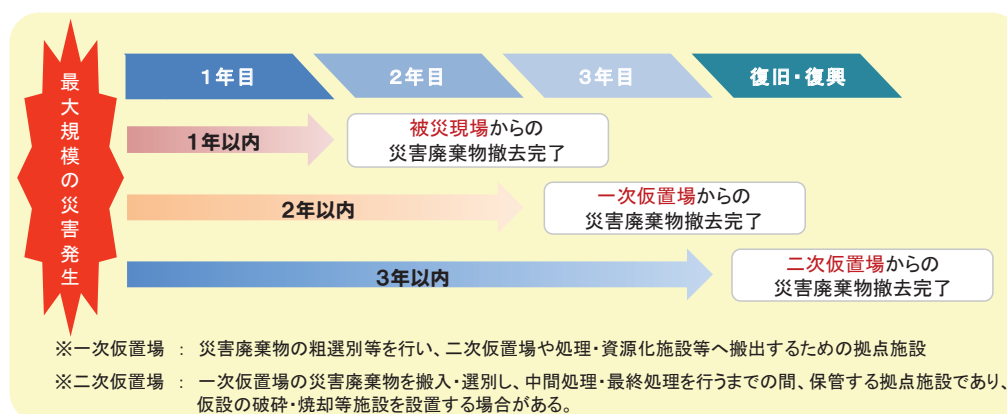
2 処理期間の設定

災害廃棄物の処理に要する期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

本計画で想定する最大規模の災害においては、県内で約 1,700 万トンの災害廃棄物が発生（東日本大震災における宮城県の災害廃棄物（約 1900 万トン）と同規模）すると推計しており、東日本大震災での災害廃棄物の処理期間（概ね 3 年※福島県を除く）を踏まえ、最大でも 3 年以内の処理完了を目指す。

なお、3 年間の処理過程は、東日本大震災の実績等を踏まえ、被災現場からの撤去完了 1 年以内、一次仮置場からの災害廃棄物の搬出完了 2 年以内を目指すこととする。

【図 II-3 処理期間のイメージ】



3 処理方針

(1) 処理体制の構築

大規模災害時は、県内の広範囲に大量の災害廃棄物が発生することが予測され、被災した市町村等では行政機能やごみの処理能力が低下することも考えられることから、通常時とは異なる緊急かつ広域の体制を構築し、処理を行う必要がある。

大規模災害時の災害廃棄物処理体制の構築にあたっては、以下の考え方で検討を行い、各市町村域又は広域における処理主体、処理方針等を決定することとする。

小

【中・小規模災害時】

- 各市町村が処理主体となり、できる限り県内で処理する。
- 被災市町村が通常の処理により対処できない場合、県は、他の市町村等による支援や関係団体の協力確保のための調整を行い、災害廃棄物処理の円滑かつ計画的な実施を促進する。
 - ・ 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定（平成 24 年 8 月）
 - ・ 県と関係団体により締結した大規模災害時の協力協定（平成 21 年 8 月）（奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、奈良県解体工事業協会、奈良県建設業協会）

中

【大・中規模災害時】

- 広域かつ甚大な被害状況において災害廃棄物を円滑に処理するため、県が市町村に代わって主体的な役割を担い、県内市町村及び関係機関・団体等による支援の調整・確保を行うとともに、必要に応じて国・県外自治体等に支援を求め、広域連携による処理体制を構築・推進する。
- 県は、被災市町村自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難であると判断した場合（地方自治法に基づく事務委託の要請を受けて）、県が主体となって処理を行う。

大

(2) 災害廃棄物処理の基本的な流れ

大規模災害発生後、速やかに被害状況を把握するとともに、緊急的に撤去が必要となるがれき等の集積場所の検討・指定を行う。

そのうえで、災害廃棄物の発生量と、処理区分別の処理見込み量を推計し、これに対する県内市町村等の処理能力を確認する。

災害廃棄物量に対する県内の処理能力によって、被災市町村自ら処理を行うエリア、広域処理（県内・県外）を行うエリア、さらに仮施設が必要となるエリアに区分し、処理主体（市町村または県等）を明確にする。各処理主体が、災害廃棄物処理実行計画を策定・実施する。

【図Ⅱ-4 発災後の処理の流れ】

